

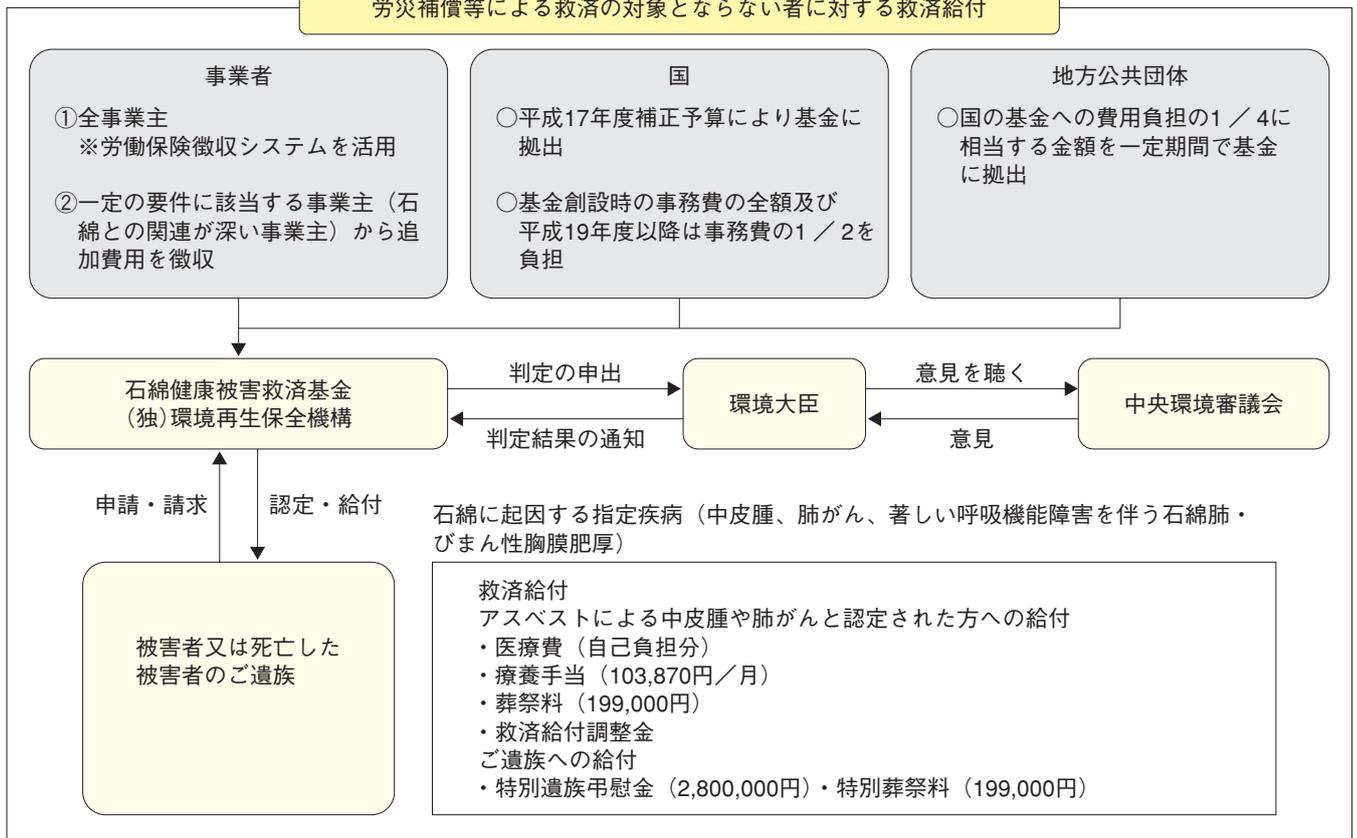
## 石綿による健康被害の救済

## 概 要

## 石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

- 目 的：石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。
- 施行日：基金の創設 平成18年2月10日  
 救済給付・特別遺族給付金の支給 平成18年3月27日  
 事業者からの費用徴収 平成19年4月1日  
 医療費等の支給対象期間の拡大等 平成20年12月1日  
 指定疾病の追加（政令改正） 平成22年7月1日
- ※ 制度全体について5年以内に見直し。

## 労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付



## 労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

## 〔特別遺族給付金の支給〕

- ①対象者：指定疾病等により死亡した労働者（特別加入者を含む。）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。
- ②給付額：特別遺族年金 原則240万円／年  
 ※特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。
- ③財 源：労働保険特別会計労災勘定から負担する。

## 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の概要

### 1. 医療費・療養手当の支給対象期間の拡大

《改正法》医療費等の支給対象期間を拡大し、「申請日から」を「療養を開始した日から」とする。



※医療費等が特別遺族弔慰金等（約300万円）に満たない場合は差額を救済給付調整金として支給する。

### 2. 制度発足後における未申請死亡者の扱い

《改正案》施行日以後において認定申請することなく死亡した者の遺族に対しても救済できるよう措置する。

【現行法】救済なし → 【改正法】特別遺族弔慰金等（約300万円）を支給



※死亡後、解剖等により石綿による疾患と判明した場合などが想定される。

### 3. 特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長

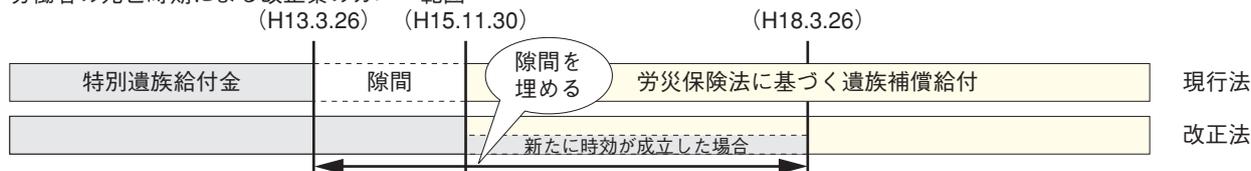
「平成21年3月27日（施行日から3年）」 → 「平成24年3月27日（施行日から6年）」まで延長

3年延長

### 4. 特別遺族給付金の支給対象の拡大

《改正案》支給対象の範囲を拡大する措置を講ずる。

労働者の死亡時期による改正案のカバー範囲



※法施行後5年までに労災保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者（H18.3.26までに死亡した者の遺族）も救済対象とする（新たな「隙間」対策）。

### 5. その他

○事業所の調査等

《改正案》国による石綿を使用していた事業所の調査やその結果の公表等の徹底を図る。

○施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成20年12月1日）から施行